

# 包括的経済連携に関する 検討状況

平成22年10月27日

内閣官房

# 1 日本の経済連携の進捗

平成22年10月27日

内閣官房

# ( 1 ) 貿易のウェイト

- ・ 主要貿易相手上位10カ国・地域の中で、日本がFTA/EPAの締結を前提としたプロセスを開始していないのは、中国(但し、日中韓EPAを共同研究中)・米国・EU・台湾。

(EPA/FTA取組状況:◎発効済み、△交渉中、※共同研究中(日中韓)、\*共同検討作業中)

日本とのEPA/FTA	日本の貿易相手上位30カ国(地域)	日本の貿易総額に占める割合	世界GDPに占める順位	世界GDPに占める割合	日本とのEPA/FTA	日本の貿易相手上位30カ国(地域)	日本の貿易総額に占める割合	世界GDPに占める順位	世界GDPに占める割合
※	1 中華人民共和国	20.51%	3	8.44%	*	16 オランダ	1.50%	16	1.36%
◎	- (ASEAN)	13.97%	-	2.49%		17 カナダ	1.50%	10	2.30%
	2 アメリカ合衆国	13.48%	1	24.52%	*	18 フランス	1.35%	5	4.56%
*	- (EU)	11.61%	-	28.19%	◎	19 フィリピン	1.29%	48	0.28%
△※	3 大韓民国	6.11%	15	1.43%	◎	20 ベトナム	1.19%	56	0.16%
	4 台湾	4.84%	-	-		21 パナマ	1.15%	89	0.04%
△	5 オーストラリア	4.14%	13	1.59%		- (メルコスール)	1.12%	-	3.88%
◎	6 タイ	3.37%	32	0.45%	◎	22 スイス	1.11%	19	0.86%
△(GCC)	7 サウジアラビア	3.05%	25	0.64%		23 ロシア	1.07%	12	2.12%
*	8 ドイツ	2.95%	4	5.76%	*	24 イタリア	0.99%	7	3.63%
	9 香港	2.91%	38	0.37%		25 イラン	0.97%	26	0.57%
◎	10 インドネシア	2.75%	18	0.93%		26 ブラジル	0.93%	8	2.70%
◎	11 マレーシア	2.61%	40	0.33%	△(GCC)	27 クウェート	0.90%	49	0.25%
△(GCC)	12 アラブ首長国連邦	2.57%	33	0.45%	△	28 インド	0.89%	11	2.23%
◎	13 シンガポール	2.37%	43	0.31%	◎	29 メキシコ	0.85%	14	1.50%
△(GCC)	14 カタール	1.55%	60	0.12%		- (SACU)	0.68%	-	0.54%
*	15 英国	1.55%	6	3.74%		30 南アフリカ共和国	0.67%	31	0.49%

注:2009年財務省貿易統計、世銀世界開発指数データベースより作成

## ( 2 ) FTAの進捗状況・国際比較

- ・ 日本が主要貿易相手国(中国、米国、EU)とのEPA/FTAの取組が遅れているのに対し、韓国はこれらの国とのEPA/FTAを積極的に推進。
- ・ 日本のFTA比率が16%であるのに対し、韓国は36%、米国38%、EU30%(対域外貿易)。

EPA/FTA取組状況: △ 交渉中、○ 署名済み、◎ 発効済み

FTA比率: FTA相手国(発効国及び署名済国)との貿易額が貿易総額に占める割合

	EPA/FTAの数*	FTA比率*	日本	韓国	中国	米国	EU	ASEAN		インド	豪	NZ	カナダ	メキシコ	チリ	ペルー	スイス	GCC
								ASEAN	各国との個別の取組									
日本	11	16%		△ (中断中)				◎	7カ国と発効済	△ ※2	△			◎	◎	△	◎	△
韓国	7	36%	△ (中断中)			○	○	◎	1カ国と発効済	◎	△	△	△	△	◎	△	◎ EFTA	△
中国	8	21%						◎	1カ国と発効済		△	◎			◎	◎		△
米国	14	38%		○					1カ国と発効済 2カ国と交渉中		◎		◎ NAFTA	◎ NAFTA	◎	◎		◎ バーレーン、オマーン △ UAE
EU ※1	29	76%		○				△	1カ国と交渉中	△			△	◎	◎	△	◎	△

※1 EUのFTA比率「76%」は域内貿易を含む。域外貿易のFTA比率は30%。

※2 交渉は完了。署名・発効に向け作業中。

# ( 3 ) 先行する韓国との競争状態

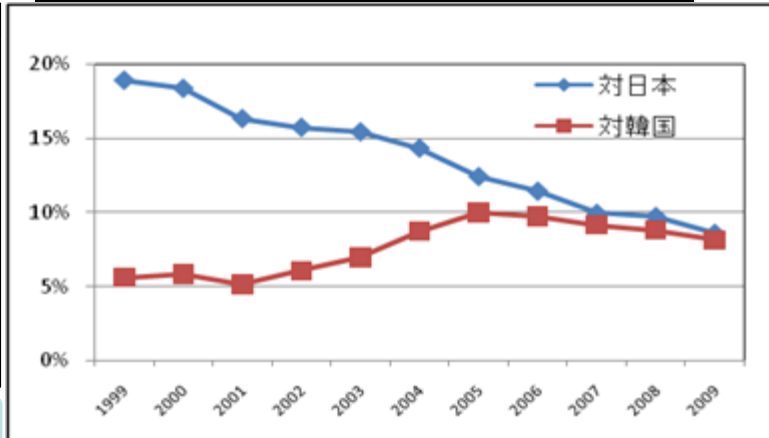
・ 韓国による米・EUとのFTAが発効することにより、我が国の鉱工業品輸出が比較劣位におかれる可能性がある。

EUにおける主な高関税品目

	韓国	日本
乗用車	10% → 0%	10%
薄型テレビ	14% → 0%	14%
液晶ディスプレイモニター	14% → 0%	14%
複合機	6% → 0%	6%
電子レンジ	5% → 0%	5%

韓国企業に対する関税は、FTA発効後5年以内で全廃

EUにおける電気機械分野での国別シェア



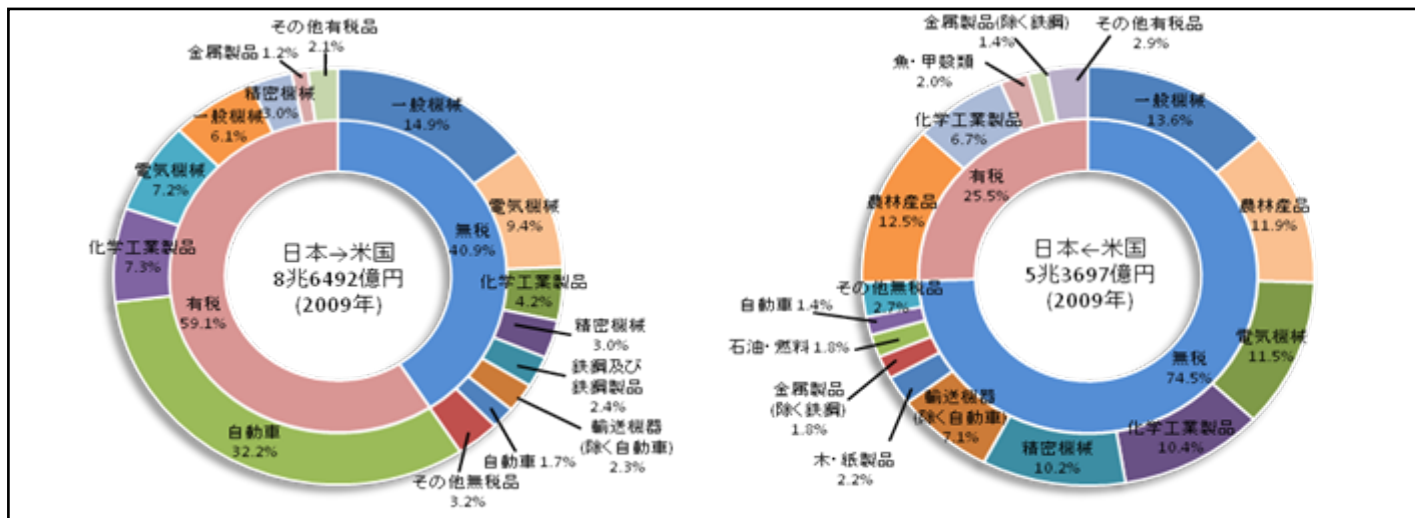
出典: 経済産業省資料

米国における主な高関税品目

	韓国	日本
乗用車	2.5% → 0%	2.5%
トラック	25% → 0%	25%
ベアリング	9% → 0%	9%
ポリスチレン、ポリエステル	6.5% → 0%	6.5%
LCDモニター、カラーTV、DTV	5% → 0%	5%
電気アンプ、スピーカー	4.9% → 0%	4.9%

韓国企業に対する関税は、FTA発効後10年以内で全廃

## 米国との貿易関係



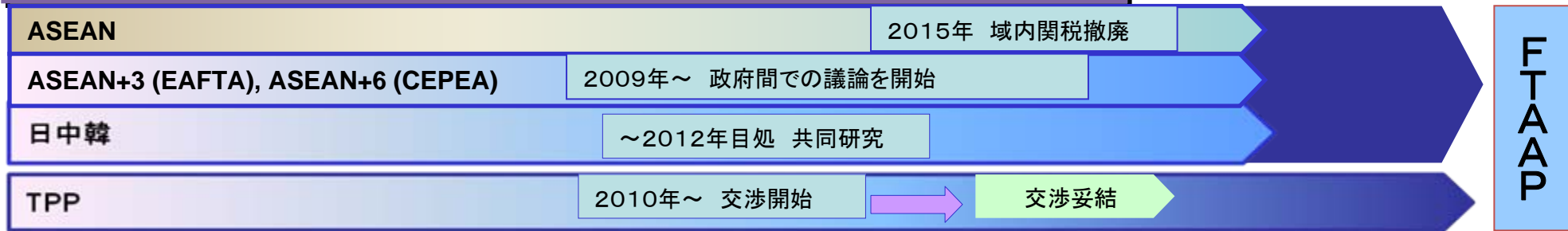
## 2 APECにおける経済連携

平成22年10月27日

内閣官房

# ( 1 ) アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) 構想

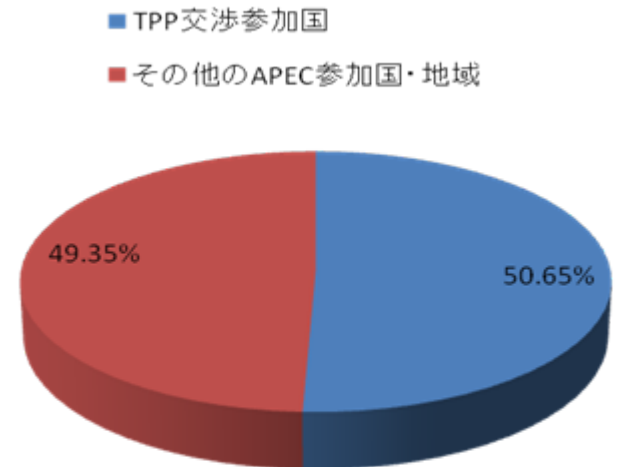
## 2010年: FTAAPにとって節目の年



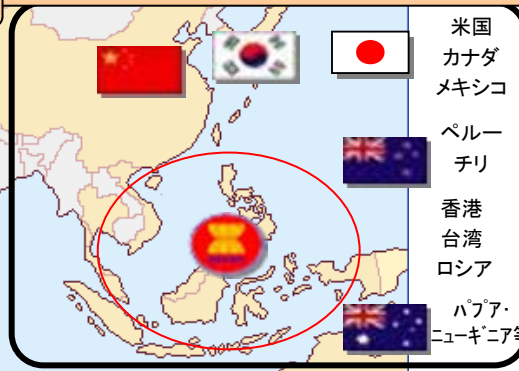
## これまでの経緯

- 2006年11月、米国(ブッシュ大統領、当時)がアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)構想を提案。以後、APECエコノミーの間で議論。
- 2009年11月のシンガポールAPECにて、FTAAPを実現するための一連のあり得べき道筋を探求し、2010年に成果を首脳に報告することで一致。

APEC全体のGDPにTPP交渉参加国が占める割合



## アジア太平洋の自由貿易圏構想 (Free Trade Area of the Asia-Pacific (FTAAP))



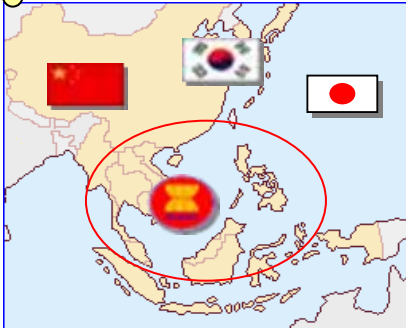
- ・06年11月、APEC首脳会議(ハノイ)にて、FTAAPの研究に合意。
- ・09年11月、APEC首脳会議(シンガポール)にて、FTAAPへのありうべき道筋を探求することに合意。
- ・10年6月、APEC貿易担当大臣会合にて、FTAAPへのあり得べき道筋について11月に横浜で首脳に報告することを確認。

## 環太平洋パートナーシップ協定 (Trans-Pacific Partnership (TPP) Agreement)



- ・10年3月 シンガポール、NZ、チリ、ブルネイ、米国、豪、ペルー、ベトナムの8カ国でTPP交渉開始。
- ・10年10月 第3回交渉実施(マレーシアが参加し、交渉参加国は9カ国に)。

## 東アジア自由貿易圏構想 (East Asia Free Trade Area (EAFTA)) 【ASEAN+3(日、中、韓)】



- ・05年 4月 中国の提案により民間研究開始。
- ・09年10月 ASEAN+3首脳会議の結果を踏まえ、政府間での議論を開始。
- ・10年8月 ASEAN関連経済大臣会合にて、中国から、ASEAN+3の貿易円滑化に関するロードマップを提案。

## 東アジア包括的経済連携構想 (Comprehensive Economic Partnership in East Asia (CEPEA)) 【ASEAN+6(日、中、韓、印、豪、NZ)】

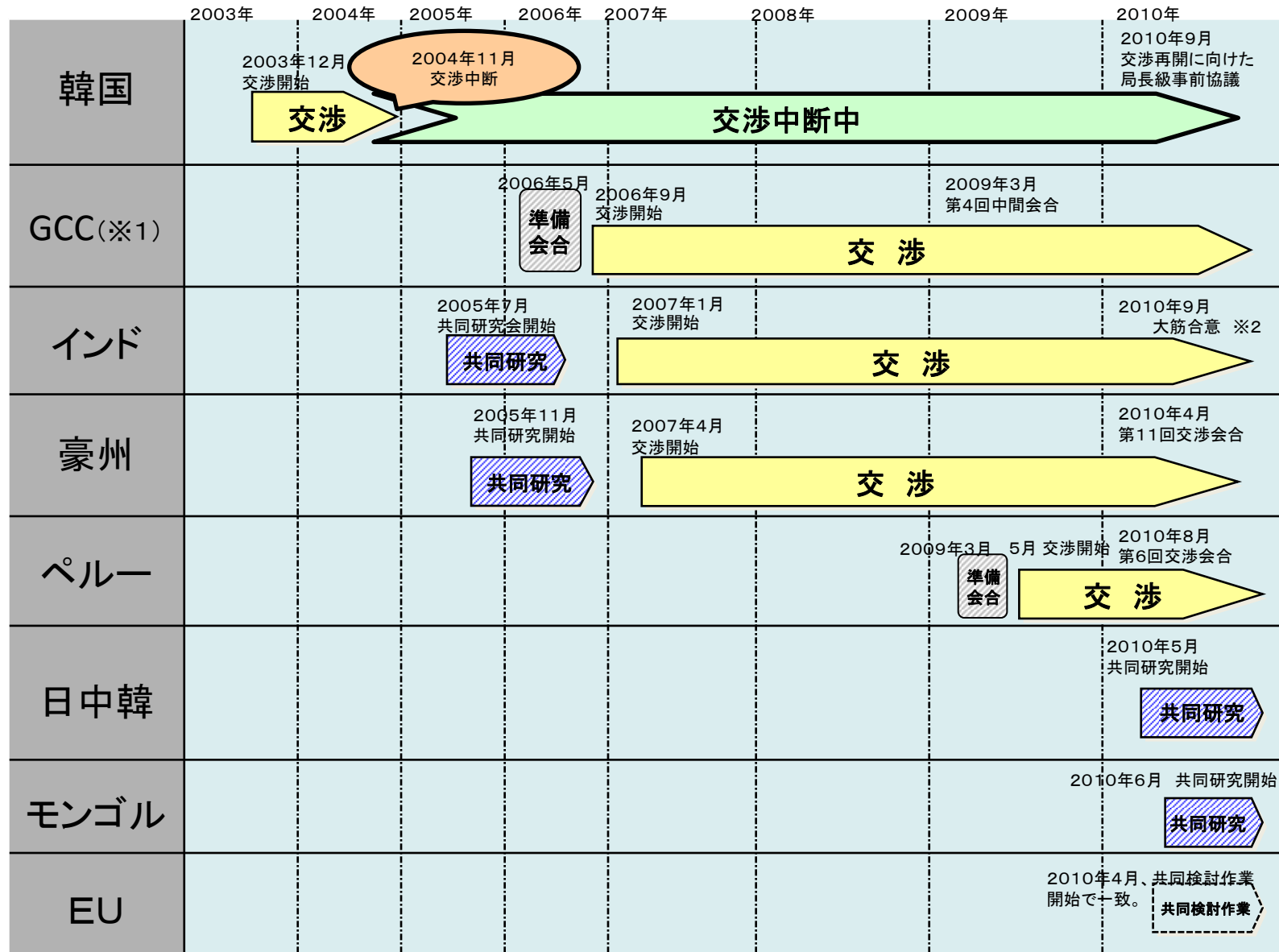


- ・07年6月 日本の提案により民間研究開始。
- ・09年10月の東アジア首脳会議の結果を踏まえ、政府間での議論を開始。
- ・10年8月 ASEAN関連経済大臣会合にて、日本から、ASEAN+6の経済統合に関するコンセプトペーパー(「イニシアル・ステップス」)を提案。

ASEAN+3及び+6については、4つのワーキング・グループ(①原産地規則、②関税品目表、③税関手続、④経済協力)を設置し、まずはASEAN内部での議論が開始された。その後、2010年9月、ASEANと対話国(日、中、韓、印、豪、NZ)の間でまずは①と②についての議論が開始された。これらのワーキング・グループのレポートは、首脳に報告される予定。



# ( 2 ) 二国間協定の進捗



※1 GCC=湾岸協力理事会: サウジアラビア、カタール、クウェート、アラブ首長国連邦、バーレーン、オマーンで構成。

※2 インドについては、2010年10月交渉完了し、署名・発効に向け作業中。

# ( 3 ) 環太平洋連携 (Trans-Pacific Partnership (TPP)) 協定

## P4協定とTPP協定交渉

- **環太平洋戦略的経済連携協定 (Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement)**: シンガポール、NZ、チリ、ブルネイによる経済連携協定 (通称P4) が2006年に発効。P4はAPEC加盟国に開放されている。
- 物品貿易については、原則として **全品目について即時または段階的関税撤廃**。
- サービス貿易、政府調達、競争、知的財産、人の移動等を含む包括的協定。

### 「P4」が拡大

- 本年3月、上記4カ国に **米国、豪州、ペルー、ベトナム** を加えた8カ国でP4を発展させた広域経済連携協定を目指す **「環太平洋連携協定」 (Trans-Pacific Partnership)** の交渉を開始。
- 本年10月4～9日に第3回交渉会合 (於ブルネイ)。同会合から **マレーシア** が新規参加し、現在9カ国。
- 12月6～10日に第4回交渉会合 (於NZ) を予定。

## 交渉の現状 (10月18日現在): 伝聞情報

- 10月4日～9日の第3回会合から多くの分野においてテキストが提示された形での交渉が始まった模様。
- 関税交渉については、
  - ① 基本的には既存のFTA (例: 米豪FTA) が無い国との間ではまず「バイ方式」で交渉する、
  - ② 但し、既存のFTAを有さない国が集まってマルチ方式で交渉を行うことも妨げられない、との方向で意見が収斂した模様。

(注: 「バイ方式」= 既存の二国間FTAがある場合はそれを維持し、FTA未締結の国の間のみで、二国間での自由化交渉を行う。

「マルチ方式」= 既存の二国間FTAとは関係なく多国間で自由化交渉を行う。)

- 現在、24\*の作業部会が立ち上げられ、議論が進められている模様。

\* 首席交渉官協議 / 市場アクセス (工業) / 市場アクセス (繊維・衣料品) / 市場アクセス (農業) / 原産地規則 / 貿易円滑化 / SPS / TBT / 貿易保護 / 政府調達 / 知的財産権 / 競争政策 / サービス (クロスボーダー) / サービス (電気通信) / サービス (一時入国) / サービス (金融) / サービス (e-commerce) / 投資 / 環境 / 労働 / 制度的事項 / 紛争解決 / 協力 / 横断的事項特別部会 (中小企業, 競争, 開発, 規制関連協力)

## 新規交渉参加国の扱い

- 新規交渉参加には、**現在交渉に参加している9カ国の同意**が必要。
- 新規交渉参加についての公式の期限はないが、TPP原加盟国として参加するためには、各国の国内手続きにかかる時間を考慮し、早期の意思表示が必要。
- マレーシアは、政府調達、サービス等へのコミットメントを明確に表明した上で、交渉参加が認められ、第3回会合から交渉に参加。カナダは交渉参加の可能性を検討している段階。

## 今後の交渉日程(予定)

米国は、2011年11月のAPEC首脳会議までの交渉妥結を目指している。

- 第4回交渉 12月6日～10日(ニュージーランド)
- 第5回交渉 2011年2月(チリ)
- 第6回交渉 2011年3月(シンガポール)
- 第7回 2011年6月(ベトナム)
- 第8回 2011年9月(米国)
- 第9回 2011年10月(ペルー)

※ **APEC首脳会議(2011年11月12～13日、米国(ハワイ))**

# ( 4 ) 我が国がTPPに参加した場合の意義と留意点

## 我が国がTPPに参加した場合の留意点

●国を開き、日本経済を活性化するための起爆剤。アジア太平洋の成長を取り込み、新成長戦略を実現。

➤ 品目、分野によりプラス・マイナスはあるが、全体としてGDPは増加。

(参考) 実質GDP 0.48%~0.65%増(2.4兆~3.2兆円程度増) (川崎研一氏(内閣府経済社会総合研究所客員主任研究員)試算)

➤ 「国を開く」という強い意思を示すメッセージ効果 ⇒ 日本に対する国際的な信用及び関心の高まり

➤ 韓米FTAが発効すれば日本企業は米国市場で韓国企業より不利に。TPP参加により同等の競争条件を確保。

(参考) 日本がTPP、EUと中国とのEPAいずれも締結せず、韓国が米国・中国・EUとFTAを締結した場合、自動車、電気電子、機械産業の3業種について、2020年に日本産品が米国・中国・EUで市場シェアを失うことによる関連産業を含めた影響試算) (経済産業省試算)

2020年の実質GDP 1.53%減(10.5兆円程度減) この内 米国市場関連 1.88兆円程度減

※日本のTPP参加により、中国、EUとのEPA締結にプラスの影響があるとの仮定に基づき試算。

●TPPがアジア太平洋の新たな地域経済統合の枠組みとして発展していく可能性あり。また、TPPの下での貿易投資に関する先進的ルールが、今後、同地域の実質的基本ルールになる可能性あり。

(注:カナダ、韓国、その他のASEAN諸国にも拡大する可能性。)

➤ TPP交渉への参画を通じ、できるだけ我が国に有利なルールを作りつつ、アジア太平洋自由貿易圏(FTAA P)構想の推進に貢献。横浜におけるAPEC首脳会議の主要な成果。

➤ 逆にTPPに参加しなければ、日本抜きでアジア太平洋の実質的な貿易・投資のルール作りが進む可能性。

■ TPPにおける交渉分野は、我が国のEPAと同様、市場アクセス分野のみならず、幅広い分野。

■ 我が国のEPAで独立した章を設けていない、「環境」、「労働」などの新規の分野も含まれる見込み。

■ WTOドーハ・ラウンドを先取りし、日本企業の貿易・投資活動に有利なルールの策定に貢献し得る。

(予測される分野) 物品貿易(関税撤廃の例外を認める範囲、関税撤廃の経過期間等を含む)、原産地規則、貿易円滑化、動植物検疫、貿易救済措置、政府調達、知的財産権、競争政策、投資、サービス貿易、環境、労働、紛争解決等。

- アジア太平洋の地域経済統合枠組み作りを日米が主導する政治的意義大。対中戦略上も対EU関係でも重要。
- アジア太平洋地域の貿易・投資分野のルール作りにおいて主導的役割を果たすことにより、国際的な貿易・投資分野の交渉や、ルール作りにおける影響力を高め、交渉力の強化に貢献。

## TPP参加の留意事項

- 予め特定セクターの自由化を除外した形の交渉参加は認められない可能性が高い。
- 10年以内の関税撤廃が原則（除外は極めて限定的だが、最終的には交渉次第）

(参考) コメ、小麦等主要農産品19品目について、全世界を対象に直ちに関税を撤廃し、何らの対策も講じない場合の農業への影響試算  
(農水省試算)

- 農産物の生産額減少 → 年間 4.1 兆円程度
- 食料自給率(供給熱量ベース) 40% → 14%程度に減少
- 多面的機能の喪失額 → 3.7 兆円程度
- 農業関連産業も含めた国内総生産への影響試算 → 年間 7.9 兆円程度。

- 既存の二国間の懸案への対応を求められる可能性あり  
(特に米国からは、牛肉や非関税障壁等への対応が求められる可能性大)

# ( 5 ) 既存のEPA・FTAとTPPの特徴

	既存のEPA・FTA	TPP(EPA・FTAの一種)の特徴
自由化 対象 範囲 ・期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>WTO協定上、「<u>実質上すべての貿易</u>(substantially all the trade)」の関税撤廃が必要((注1):GATT第24条8項)。</li> <li>「<u>実質上すべての貿易</u>」についてWTO協定上の基準はないが、<u>少なくとも貿易の9割(貿易量又は品目数)につき、10年以内に関税撤廃することが必要との解釈が一般的。</u>(注2)(注3)</li> <li>我が国が締結したEPAにおいては、<u>双方向の貿易額の9割以上(日本側は品目数では84~88%)を10年以内に関税撤廃。</u></li> <li>なお、米国・EU等、先進国同士のFTAにおいては高い自由化水準を約束している。(例:韓EUでは品目数98%以上を10年以内関税撤廃)(別添「参考資料集」参照)</li> </ul>	<p><b>TPP</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>P4協定等を踏まえ交渉中と考えられるが、どの程度の即時撤廃が必要かは現段階では不明。いずれにせよ、原則10年以内の関税の撤廃が必要と考えられる。</u></li> </ul> <p><b>P4協定等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>P4協定では、特段の定め等がない限り「<u>全ての関税を撤廃</u>」(注4)。実際は、<u>全品目の約8割が即時撤廃(注5)。</u><u>その他は原則10年以内の関税の段階的撤廃。</u></li> <li>米国の既存FTAでは、約8~9割が即時撤廃。</li> </ul>
自由化 例外 (長期関税撤廃・引き下げを含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>長期(10年超)関税撤廃や除外を含む「“実質上すべての貿易”の例外」の扱いについて、WTO等で具体的要件が確立しているものではなく交渉次第。</u></li> <li>我が国が締結したEPAにおいては、自由化にカウントされない<u>1割程度の品目について、除外・再協議等の例外的対応。</u>(関税撤廃をしたことがないタリフライン数:<u>940</u>)</li> </ul>	<p><b>TPP</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交渉参加にあたって、<u>自由化例外品目を提示しての参加は認められない。</u></li> <li>P4協定等を踏まえ交渉中と考えられるが、<u>どの程度の例外が認められるかは、現段階では不明。</u></li> </ul> <p><b>P4協定等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>P4協定では、( 1 )<u>長期(10年超)関税撤廃は、チリの一部乳製品(全タリフラインの0.4%を12年以内に撤廃)のみ。</u>( 2 )<u>関税撤廃の例外は、チリの砂糖・同調製品の一部(全タリフラインの0.1%は一定条件下でのみ撤廃)及びブルネイの酒・タバコ(以上、宗教的理由)、火器、花火等(全タリフラインの0.8%を除外)のみ。</u></li> <li>米国の既存のFTAでは、( 1 )<u>10年超の関税撤廃は実質的に全品目数の0~3%程度、</u>( 2 )<u>除外は極めて限定的(米豪FTAの米側で実質的に1%の例が最大)。</u></li> </ul>



(注1)GATT第24条 8項

この協定の適用上、

(a) 関税同盟とは、次のことのために単一の関税地域をもつて二以上の関税地域に替えるものをいう。

(i) 関税その他の制限的通商規則(第十一条、第十二条、第十三条、第十四条、第十五条及び第二十条の規定に基いて認められるもので必要とされるものを除く。)を同盟の構成地域間の実質上のすべての貿易について、又は少なくともそれらの地域の原産の製品の実質上のすべての貿易について、廃止すること。

(ii) 9の規定に従うことを条件として、同盟の各構成国が、実質的に同一の関税その他の通商規則をその同盟に含まれない地域の貿易に適用すること。

(b) 自由貿易地域とは、関税その他の制限的通商規則(第十一条、第十二条、第十三条、第十四条、第十五条及び第二十条の規定に基いて認められるもので必要とされるものを除く。)がその構成地域の原産の製品の構成地域間における実質上のすべての貿易について廃止されている二以上の関税地域の集団をいう。

(注2)WTOルール交渉における日本提案(TN/RL/W/190)より抜粋(2005年10月)

1. Introduction

(1) As regards RTAs' consistency with WTO rules, many members have been involved in RTA negotiations under the general perception that duty elimination needs to cover at least 90% of trade between the parties, that no exclusion of a major sector is allowed and that transition period should not exceed ten years.

(注3)千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条の解釈に関する了解 3項

第二十四条5(c)に規定する「妥当な期間」は、例外的な場合を除くほか、十年を超えるべきでない。中間協定の締約国である加盟国が十年では十分でないと認める場合には、当該加盟国は、一層長い期間を必要とすることについて物品の貿易に関する理事会に十分な説明を行う。

(注4)Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement(環太平洋戦略的経済連携協定) 第3.4条

**Article 3.4: Elimination of Customs Duties**

1. Except as otherwise provided in this Agreement, and subject to a Party's Schedule as set out in Annex I, as at the date of entry into force of this Agreement each Party shall eliminate all customs duties on originating goods of another Party. (仮訳：この協定に別段の定めがある場合を除くほか、かつ、附属書 I の自国の表に定める条件に従って、本協定の発効の日に、各締約国は、全ての他方の締約国の原産品の関税を撤廃する。)

(注5)各国において即時撤廃が全品目に占める割合は、NZ 82.3%、シンガポール 100%、ブルネイ 68.07%、チリ 74.5%(WTO事務局報告書(WT/REG229/1))。

# 3 検討すべき論点

平成22年10月27日

内閣官房



# 検討すべき論点

- 論点① どういう基本理念で日本の姿勢を打ち出すか
  - ～国を開き主要国と高いレベルの経済連携の実現
  - ～アジア太平洋の21世紀ルールを日米で主導して形成
  - ～国内改革の先行実施 など
  
- 論点② FTAAPへの道筋をどう組むか
  - ～TPP交渉をどう進めるか
  - ～二国間交渉をどう進めるか
  
- 論点③ 農業強化策をどう展開するか  
(参考) 韓国のEPA関連農業政策
  
- 論点④ 規制改革をどう展開するか  
(参考) 主要国からの規制改革等要望と人の移動

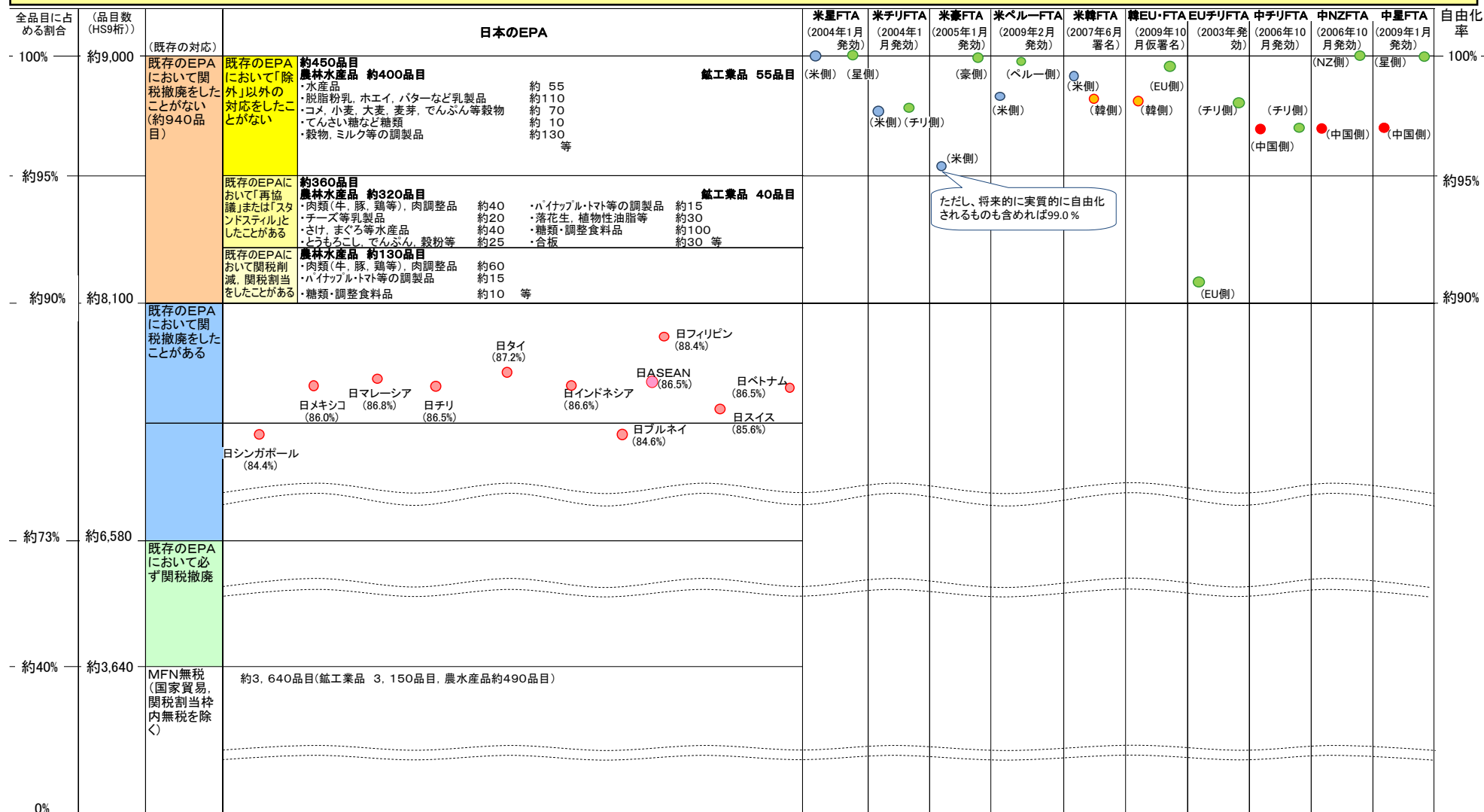
# 参考資料

平成22年10月27日

内閣官房

# ( 1 )日本のEPAと米・EU等のFTAの自由化率比較(注)

- ・ 米国・韓国等のFTAの自由化率は、我が国に比べ高い。
- ・ 特に米国については、96%以上、100%近い自由化率を実現。



(注) 本表は、品目ベースの自由化率(10年以内に関税撤廃を行う品目が全品目に占める割合)を示したものの。

但し、我が国のEPAについて、貿易額ベースの自由化率(10年以内に関税撤廃を行う品目が輸入額に占める割合)を見ると概ね90%以上を達成。

日ブルネイ及び日スイスとのEPAでは99%以上、日シンガポール、日マレーシア、日ベトナムとのEPAでは約95%。

## ( 2 ) P4協定等における自由化の状況

: 高いレベルの自由化

### P4協定における各国の譲許状況

: 全タリフラインについて原則として即時または10年以内の関税撤廃。

ステージング期間が比較的長い品目の例	
ブルネイ	【10年】輸送用機器・同部品(838タリフライン・7.8%) 石油製品、調整潤滑剤(29タリフライン・0.3%) ※酒、タバコ、小火器は除外(宗教上の理由)
チリ	【12年】乳製品(34タリフライン・0.4%) 【10年】小麦(2タリフライン・0.03%)、油脂(29タリフライン・0.4%)、砂糖・同調整品(18タリフライン・0.2%※)、繊維類(124タリフライン・1.6%)、履物類(46タリフライン0.6%) ※うち7タリフラインについて一定の条件を満たした場合のみFTA税率を適用する制度があり。 ※乳製品34タリフラインについて、FTA農業特別セーフガードがある(12年間で廃止)。
NZ	【10年】革製の衣類附属品(12タリフライン・0.2%)、繊維類(571タリフライン・7.9%)、履物(67タリフライン・0.9%)
シンガポール	全品目を即時撤廃

### 米国の締結済FTAにおける譲許状況

: 若干の自由化例外あり。

注: 自由化率とは、10年以内に関税撤廃するタリフラインの割合。

		自由化率	長期自由化の品目の例	除外(スタンドスティル)の例
米豪 (2005年1月発効)	米国側	96.0%	【10年超18年以内】 123タリフライン(1.2%) 牛肉、チョコレート、清涼飲料水、アスパラ、グレープフルーツ等 【関税割当枠の継続的拡大等実質的自由化】188品目(1.8%) チーズ等乳製品、落花生、たばこ、綿等	・108タリフライン(1.0%) 砂糖、シロップ、ブルーチーズ等
	豪州側	99.9%	・なし	・中古車(8タリフライン)に対する従量税(12,000豪ドル/台)
米チリ (2004年1月発効)	米国側	97.6%	【10年超12年以内】 241 タリフライン(2.4%) クリーム等乳製品、落花生、綿花、ワイン、タバコ等	・なし
	チリ側	97.7%	【10年超12年以内】 133 タリフライン(2.3%) 鶏卵、コメ、加工穀物、植物性油脂、砂糖・同調製品、ワイン等	・なし
米ペルー (2009年2月発効)	米国側	98.2%	【10年超17年以内】 137タリフライン(1.3%) 牛肉、乳製品、落花生、チョコレート等 【関税割当枠の継続的拡大】 53品目(0.5%) 砂糖・同調整品	・なし
	ペルー側	99.3%	【10年超17年以内】 51タリフライン(0.7%) 牛・鶏肉、コメ、乳製品等	・なし
米韓 (2007年6月署名)	米国側	99.2%	【10年超15年以内】 82タリフライン(0.8%) チーズ等乳製品、特殊履物	・なし
	韓国側	98.2%	【10年超20年以内】 167タリフライン(1.5%) 大麦、コーンスターチ、チーズ、牛肉、果物、ニンニク等 【関税割当枠の継続的拡大】 15タリフライン(0.1%) じゃがいも、オレンジ、食用大豆等 ※牛肉、豚肉、麦、でん粉等76タリフラインについて、FTA農業セーフガードを設置(7~23年間で廃止)。	・16タリフライン(0.1%) コメ・同調製品

(注)タリフラインは関税分類上の細目。一般的に一つの物品と認識されている品目に対し、複数のタリフラインが割り当てられることがある。例えば、我が国の重要品目はコメで34タリフライン、麦で75タリフライン、乳製品で149タリフライン等となっている。

# ( 3 ) 韓国のEPA関連農業政策

## ■( 1 ) 農業・農村総合対策

ウルグアイ・ラウンド後の農産物市場開放によって農業部門の国際化対応が本格化したことに伴い、国内農業をいかに維持するかが農業政策の中心課題となった。この政策の一環として2003年11月、FTAに対応するため『農業・農村総合対策』(2004年～2013年の間に119兆ウォン(約8兆3,300億円)規模の投融資)を策定。

## ■( 2 ) 韓米FTA発効に向けた韓国国内補完対策

2007年に妥結した韓米FTAの発効に向け、以下の国内対策を実行するため、2008年～2017年の間に20.4兆ウォン(約1兆4,280億円)の投融資を策定。

1. 被害品目の競争力強化
2. 専業農家の所得安定及び経営規模拡大支援
3. 食品産業の育成
4. 農村活性化の推進等

## ■( 3 ) 総額

10年間で129.3兆ウォン(約9兆510億円) (( 1 ) と ( 2 ) の間では、約0.7兆円の重複)

※以上、為替レートは全て1ウォン=0.07円(2010年10月のレート)を使用

## (参考) 日本と韓国における農業事情の比較

	韓国	日本	日本／韓国
農業産出額 (2008年)	2.7兆円 (38兆4,698億ウォン)※	8.5兆円	3.1倍※
耕地面積 (2005年)	1,824千ha	4,692千ha	2.6倍

出典：日本は農林水産省「生産農業所得統計」、「ホケット農林水産統計」、韓国は農林水産食品部「農林水産食品統計年報」

※為替レートは上記と比較するため1ウォン=0.07円(2010年10月のレート)を使用。ただし、2008年の平均為替レートは1ウォン=0.09円であり、この数字で計算した場合の産出額は3.5兆円、日本／韓国は2.4倍となる。

## ( 4 ) - 1 規制改革等に関する主な要望等

- ・ 関税以外にも各国から規制改革・国際基準への調和等につき要望がある。

### 規制改革等に関する主な要望の例

- EU  
先進安全自動車技術指針、建築用木材基準、政府調達、医療機器、電子機器(含む通信端末機器)、航空輸送、自動車、医薬品、化学品、化粧品、食品安全、酒類、投資、金融サービス等に関する非関税措置への対応。
- 米国  
通信、情報技術、医療機器・医薬品、金融サービス、競争政策、商法及び司法制度改革、流通、保険分野における制度等の見直し。SPS措置等の国際基準への調和に関する要望。
- 中国  
農産物輸入解禁、食品検疫の基準(ポジティブリスト)の見直し。
- 韓国  
のり(水産物)IQ制度の運用改善等、活魚車の日本国内乗り入れ、港運の事前協議等。

## ( 4 )-2 自然人の受入れに関する主要望

- ・ 関税以外にもASEAN諸国等より看護師・介護福祉士等の受入れにつき要望がある。

### 自然人の受入れに関する主要望の例

#### ● インドネシア、フィリピン

看護師・介護福祉士候補者受入れ制度の改善(滞在期間の延長、国家試験のあり方の見直し、日本語予備教育の実施)、等級制による看護師資格の付与等

#### ● タイ

スパセラピスト・介護福祉士の受入れ

#### ● ベトナム

看護師・介護福祉士の受入れ

#### ● インド

フィリピン・インドネシアと同様の看護師の受入れ、資格相互承認(医師・歯科医師・看護師・会計士・建築士)

#### ● 韓国

国家技術資格(放送通信技士、自動車整備技士、電算応用機械製図技能士等)の相互承認

#### ● 中国

訪日査証発給の円滑化、技術実習生協力の推進